

ゆめを・希望を・未来をみんなでつくる

2018年 第9回

高校生の

# 「建築甲子園」

実施・応募要領

主催 公益社団法人日本建築士会連合会、都道府県建築士会

後援 公益社団法人全国工業高等学校長協会 国土交通省（予定）

## 「地域のくらしーリノベーションの可能性」

審査委員長 片山 和俊

建築家、東京藝術大学美術学部建築科名誉教授

果たしてよかったのだろうか。

実は私も新築が当たり前と思って設計をしてきた一人である。焼け野原と化した東京をはじめとする各都市で、経済成長とともに新築を繰り返してすまいを、町や都市を作り続けてきたのが戦後の建築の歴史に他ならない。その過程で増改築や改修を半人前のように思ってきたのも正直なところだが、ここに至ってそれを疑う時代が到来した。

統計的には既に必要な住戸数が充足されている一方で、日本の各地には空き家が増え続け、減築の可能性も否定できない状況にある。人口が減り少子高齢化という縮小時代を迎え、これまでの新築主義を続けていくのはあまりにも非現実的だろう。むしろどうしたら既にある建築や環境を使い続けていけるか、建築や環境の再利用・再構築「リノベーション」を考える必要が生じてきている。

西洋建築史の加藤耕一は自著の中で、建築自体が用途を換えながらも使い続けられてきた歴史であることを明らかにし、その長い歴史からすると現代のスクラップ・アンド・ビルドの「新築主義」は、むしろ例外的なものであると説いている。石造の西欧と木造の日本ではかなり違うと思いがちだが、部材交換が容易な増改築や改修はむしろお手のものであったし、これからを考えると使い続ける必要は西欧とか日本とか言っていられない。

時代の流れがこれまで以上に速くなっていく現代で、スクラップ・アンド・ビルドはもとより、新築か保存かという二者択一的な判断も上手くいかないかも知れない。ある部分は残してもある部分は大胆に壊してやり変えるなど、もっとフレキシブルで多様な対応や展開力が必要かも知れない。ある場合には用途を変えて再生するコンバージョンも考えられるだろう。どうしたら「建築や環境を使い続けていけるのか」は、これからの地域の、町や村の、個々の建築の挑戦にかかっている。その時に誰がそれを発想し担っていくか、従来の建築家なのかあるいは新しい職能なのか、それを支える体制や法制度はどういうものか予想がつかないことも多い。

これまでも難問であり、今度こそ易しくしたかったが難しくなってしまったようだ。こういうテーマを高校生諸君に託すのはかなり酷かも知れない。が、こういうテーマこそ固定観念の少ない君たち若い世代に向いていそうだ。自分たちが生きる10年20年30年先を想像して自由に描いてみて欲しい。期待して待っているヨ。

参考文献：時がつくる建築 加藤耕一著 一般財団法人東京大学出版会

※「建築甲子園」は公益社団法人全国工業高等学校長協会の「ジュニアマイスター制度認定プログラム」です。

## 1. 応募対象者

建築教育課程のある工業高校、高等学校、工業高等専門学校（ただし、3年生までとする）を対象とし、教員が監督、同校在學生を選手としたチーム編成での応募とします。

## 2. 応募要領

日本の各地に空き家が増えて続け、減築の可能性も否定出来ない状況にある中、どうしたら既にある建築や環境を使い続けていけるか、建築や環境の再利用・再構築「リノベーション」を考える必要が生じてきています。今回の建築甲子園では、「地域のくらしーリノベーションの可能性」をテーマにします。去年までのテーマであった「地域のくらし」を基本としているのには変化がありません。皆さんが育ってきた地域の環境に多大な影響を及ぼしている「空き家」やこれまで普通に使われ続けて来た「古い建物」を活用、再利用していこうということには、無関心をよそおっていました。「コンバージョン(用途を変えること)」、「リノベーション(間取りを変化させるなどの改修)」、或は、「新たな建築」を付加させることなどによる活用や再生の提案を期待しています。

その提案の記述や図面(建築設計や内装設計)による表現方法は、応募者にお任せしますが、テーマの理解度、提案度、具体性、独創性、表現力(プレゼン)等から審査します。

### 2-1 空き家や古い建物（普通に使われて来た建物という意味）

空き家や古い建物は「住宅」でなくても構いません。建物用途は自由とします。

もちろん、住宅の「再生」といったものでも構いません。その場合の家族等の構成も自由に設定してください。空き家や古くなった建物になった「物語」なども自由に設定してみてください。

### 2-2 場所・敷地

皆さんの住んでいるところなら、自由に設定しても構いませんし、現実的に地域に存在している「空き家」や「古い建物」をモデルにしても構いません。

### 2-3 空き家・古い建物と地域(場)との関係

空き家になった背景、つまり、地域の抱える問題から家族にいたる諸事情などの結果、改善された景観や環境を図面で表現してください。

**参考** 以下の提案ボリュームモデルを参考に、表現したい内容により自由に考えて、若さあふれる創意工夫ある提案をお願いいたします。

#### ●みなさんの地域の記述・表現について

図面による表現：近隣説明図・景観特徴説明図や写真などを使ってください。

文章記述による表現：600字を限度とします。

#### ●みなさんの提案に関する記述・表現について

建築概要：空き家や古い建物（他の付属建物があれば別に表現）の構造・規模 面積表

工事要旨：空き家や古い建物以外の部分も含む 新築・増改築など

図面：提案図ー配置図・平面・立面・断面

旧建物ー空き家になる前配置図・平面・立面・断面

提案要旨：600字を限度とします。

## 3. 応募作品の提出について

### 3-1 提出作品

- ・作品の提出は、各校で選抜してください。
- ・応募点数は、1校5点以内とします。
- ・作品は、A1判横使いとします。スチレンボード等くせの少ない台紙を使用し、最終的にA1判横使い（A2判2枚またはA3判4枚の貼り合わせでも可）パネル1枚になるように取りまとめてください。ただし、額装は不要です。
- ・模型がある場合は、写真にして組み入れてください。

### 3-2 添付資料

作品には以下の資料を添えてください。

- ・パネルの写真及出場チーム（監督、選手）の集合写真をCD-R等(データ)にまとめて提出してください。

### 3-3 提出期限

・平成30年9月末日

- ・郵送の場合は当日の消印有効とします。
- ・持参する場合は、土・日・休日を除く午前10時～午後5時迄とします。

### 3-4 提出先

学校所在地の都道府県建築士会

### 3-5 提出方法

連合会または建築士会のホームページにある所定の応募申込書（A-4 版の用紙）を、応募作品と一緒に提出してください。

### 3-6 質疑応答

質疑応答は行いません。

## 4. 審査

### 4-1 審査の流れ

10月 県予選

応募された作品は、先ず、県大会予選（都道府県建築士会単位での審査）を行います。

県大会予選で選抜された 1 作品が全国選手権大会（連合会の審査）へ提出されます。

※士会の審査委員長等の応援演説（動画またはテキストファイル）を添えて連合会へ提出します。

\*県大会予選の実施方法については、別途に各都道府県建築士会から案内します。

11月中旬 一次審査 「ベスト8選出」

ベスト8入賞校へは連合会より通知をするとともに、最終審査でのプレゼン用の動画の提出を依頼します。プレゼンの時間は1校5分程度。ファイルはwindowsで再生可能なファイルをDVDで提出いただきます。詳細は通知時にご案内いたします。

12月中旬 最終審査（公開審査）

審査会で、ベスト8校から提出されたプレゼン動画を視聴し、審査を実施します。最終的に優勝、準優勝、ほかを決定します。

これらの最終審査の様様をWEBでLIVE配信する予定です。（公開方法は審査会の日程確定後に公表）

### 4-2 建築甲子園全国選手権大会審査委員会

審査委員長 片山和俊（東京藝術大学名誉教授）

審査員 本会の教育・事業本委員長、まちづくり委員長、青年委員長、女性委員長

## 5. 賞及び入賞発表

### 5-1 入賞及び賞金

①優勝1点 10万円、

②準優勝1点、5万円

③ベスト8（①、②を除く6校）、3万円

④審査委員長特別賞教育・事業委員長特別賞、2万円、女性委員長特別賞、青年委員長特別賞、各2万円

⑤奨励賞(全国選手権出場全校) 1万円

各賞に応じて賞状を監督、選手全員に贈ります。賞金を受賞チームへ贈ります。

### 5-2 入賞発表

平成30年12月の最終審査で発表（予定）。

## 6. 応募作品の展示

県大会予選で選抜された作品は建築士会全国大会及び日本建築士会連合会主催の展示会で展示致します。

## 7. 応募作品の返却

原則、応募作品は返却しません。作品が必要な場合は複写をお願いします。

## 8. 著作権

入賞作品の著作権は入賞者に帰属しますが、本会が競技に関する公表（ホームページ、出版を含む）をする場合は、その権利を無償にて使用できるものとします。

## 9. その他

大会運営状況、その他過去の受賞作品等はfacebook等SNSにて、随時公表致します。（準備中）

著作権・肖像権等についての権利関係は、8.著作権の内容に基づくものといたします。

## 10. お問い合わせ先

（公社）日本建築士会連合会 建築甲子園事務局（担当：事業部）

TEL 03-3456-2061 FAX 03-3456-2067

mail [jigyo1@kenchikushikai.or.jp](mailto:jigyo1@kenchikushikai.or.jp) <http://www.kenchikushikai.or.jp/>

都道府県建築士会・事務局所在地

士会名	〒	所在地	電話	FAX
(公社)日本建築士会連合会	108-0014	東京都港区芝5-26-20	建築会館	03(3456)2061 03(3456)2067
(一社)北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル	011(251)6076 011(222)0924
(一社)青森県建築士会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館	017(773)2878 017(723)7105
(一社)岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町1-50	岩織ビル	019(654)5777 019(654)5777
(一社)宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町301-3	宮城県建設業 国民健康保険組合会館5F	022(298)8037 022(298)8038
(一社)秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通二丁目3-8	秋田アトリオンビル5F (一財)秋田県建築住宅センター内	018(827)3718 018(827)3873
(一社)山形県建築士会	990-0825	山形市城北町1-12-26	山形建築会館3階	023(643)4568 023(643)4562
(公社)福島県建築士会	960-8043	福島市中町4-20	みんゆうビル	024(523)1532 024(523)4644
(一社)茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館	029(305)0329 029(305)0330
(一社)栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1	栃木県建設産業会館	028(639)3150 028(639)3160
(一社)群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	群馬建設会館	027(252)2434 027(252)2565
(一社)埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館	048(861)8221 048(864)8706
(一社)千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-5	建築会館	043(202)2100 043(202)2101
(一社)東京都建築士会	104-6204	中央区晴海1-8-12	オフィスタワーZ	03(3536)7711 03(3536)7712
(一社)神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町2-22	神奈川県建設会館	045(201)1284 045(201)0784
(一社)山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸ノ内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館1F	055(233)5414 055(233)5415
(一社)長野県建築士会	380-0872	長野市南長野宮東426-1	長野県建築士会館	026(235)0561 026(232)2588
(一社)新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町15-2	新潟県公社総合ビル3F	025(378)5666 025(285)2911
(公社)静岡県建築士会	420-0857	静岡市葵区御幸町9-9	静岡県建設業会館	054(254)9381 054(273)0478
(公社)愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19	名古屋商工会議所ビル9階	052(201)2201 052(201)3601
(公社)岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎4階	058(215)9361 058(215)9367
(一社)三重県建築士会	514-0003	津市桜橋2-177-2	三重県建設産業会館	059(226)0109 059(225)4281
(公社)富山県建築士会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館2F	076(482)4446 076(482)4448
(一社)石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター	076(244)2241 076(243)4821
(一社)福井県建築士会	910-0854	福井市御幸3-10-15	福井県建設会館	0776(24)8781 0776(24)9570
(公社)滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	滋賀県建設会館	077(522)1615 077(523)1602
(一社)京都府建築士会	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場 東入橋町641	京都建設会館別館	075(211)2857 075(255)6077
(公社)大阪府建築士会	540-0012	大阪市中央区谷町3-1-17	高田屋大手前ビル5階	06(6947)1961 06(6943)7103
(公社)兵庫県建築士会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-6-11	エクセル山手2階	078(327)0885 078(327)0887
(一社)奈良県建築士会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館	0742(30)3111 0742(33)4333
(一社)和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町38	和歌山県建築士会館	073(423)2562 073(433)2772
(一社)鳥取県建築士会	680-0912	鳥取市商栄町195番地	大和ホール	0857(21)7280 0857(37)2024
(一社)島根県建築士会	690-0883	松江市北田町35-3	建築会館	0852(24)2620 0852(24)3780
(一社)岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館	086(223)6671 086(221)2185
(公社)広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町3-7-47	広島県情報プラザ	082(244)6830 082(244)3840
(一社)山口県建築士会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館	083(922)5114 083(922)5122
(公社)徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜2-10	徳島県建設センター	088(653)7570 088(624)1710
(一社)香川県建築士会	760-0018	高松市天神前6-34	村瀬ビル	087(833)5377 087(833)5394
(公社)愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町4-1-5	愛媛県建築士会館	089(945)6100 089(948)0061
(公社)高知県建築士会	780-0870	高知市本町4丁目2-15	建設会館3階	088(822)0255 088(822)0612
(公社)福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館	092(441)1867 092(481)2355
(一社)佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設会館	0952(26)2198 0952(26)2248
(一社)長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町5-34	トーカンマンション713号室	095(828)0753 095(827)7007
(公社)熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水1-3-7	熊本県建築士会館	096(383)3200 096(383)1543
(公社)大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町1-3-31	富士火災大分ビル3階	097(532)6607 097(532)6635
(一社)宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町2-12	宮崎建友会館	0985(27)3425 0985(27)3698
(公社)鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-301	県公社ビル326	099(222)2005 099(226)2019
(公社)沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館	098(879)7727 098(870)1710